

証拠書類の編集・製本業務に関する物品無償貸借契約書

貸付者 契約担当官 東北森林管理局長 箕輪 富男（以下「発注者」という。）と借受者（以下「受注者」という。）とは、次の条項によって、証拠書類の編集・製本業務に関する物品無償貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

発注者は、令和8年 月 日に受注者との間で締結した証拠書類の編集・製本業務契約に基づいて次条に掲げる貸付物品（以下「貸付物品」という。）を無償で貸付する。

第2条（貸付物品）

貸付物品は、別紙1のとおり。

第3条（貸付物品の用途・場所）

- 受注者は、貸付物品を、令和8年 月 日に発注者との間で締結した証拠書類の編集・製本業務契約の履行に必要な範囲で使用しなければならない。
- 使用場所は、東北森林管理局内の定められた場所で使用することとし、局外への持ち出しを禁止する。

第4条（貸付期間）

物品の貸付期間は、令和8年 月 日から令和9年 月 日までの期間とする。
なお、契約解除を行った場合は、契約解除日までを貸付期間とする。

第5条（物品の引渡し）

発注者は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物品を受注者に引き渡すものとする。

第6条（権利譲渡等の禁止）

受注者は、貸付物品に係る使用権を第三者に譲渡し、貸付してはならない。

第7条（物品保全義務等）

- 受注者は、善良な管理者としての注意をもって貸付物品の管理に努めなければならない。
- 受注者は、貸付物品を故意または過失により滅失、き損したときは、発注者の指定した期間中に原状に復し、または発注者の認定した金額を損害賠償金として発注者に支払うものとする。

第8条（発注者の債務不履行による契約の解除）

発注者は、受注者が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

第9条（発注者の事由による契約の解除）

発注者は、第4条に定める貸付期間中に公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要が生じたときは、本契約を解除することができる。

第10条（損害賠償等）

受注者は、本契約に定める義務に違反したため、発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第11条（契約の費用）

本契約の履行に関して、第2条で定める貸付物品に必要な消耗品は、発注者の負担とする。

第12条（信義誠実等の義務・疑義の決定）

- 1 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、貸付物品が発注者の財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。
- 3 本契約に定めのない事項が生じたときは、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

貸付者（発注者） 秋田県秋田市中通五丁目9番16号
契約担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男

借受者（受注者）

別紙1

貸付物品一覧表

品 名	数 量	備 考
長 机	3	
脇 机	3	
椅 子	3	
長 テ 一 ブ ル	4	
ス タ ッ キ ン グ チ エ ア	4	
書 庫	10	
穿 孔 機	1	
裁 断 機	2	
電 動 切 断 工 具	2	
穴 あ け パ ン チ	1	
印 箱	4	
ナ ン バ 一 リ ン グ	4	
大 型 ホ チ キ ス	1	
踏 み 台	1	
コ ピ 一 機	1	
セ キ ュ リ テ ィ カ ド (SECOM)	3	